

# 社会保険労務士専用 使用者賠償責任保険制度

申込  
締切

**毎月加入可**  
(但し取扱いは翌年2月まで)  
毎月10日までに中途加入  
保険料をお振込み、加入依頼  
書をご送付いただいた場合、  
当月月末から補償開始

万が一の労働トラブルのための補償です！

- 特長 1** 従業員の業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償！
- 特長 2** パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償！
- 特長 3** 損害賠償責任だけでなく**争訟費用**も補償！
- 特長 4** 保険料は**事務所の合計人数**で計算！ 1名あたり**年間3,900円**！

## 労災事故での損害賠償のイメージ

政府労災は**1 就業していれば得られたはずの利益(逸失利益)**は充分補償されず、**2 精神的苦痛に対する慰謝料**等は補償されません。  
例えば、後遺傷害1級の場合…



(\*1) 政府労災等から支払われる金額と過失相殺して控除される金額等

## 本保険の対象となる範囲



※本保険制度で補償されるのは、図のオレンジ色の部分です。

## 支払限度額 免責金額

保険の種類	支払限度額	免責金額
使用者賠償責任保険	1名・1災害/2億円	なし
雇用関連賠償責任保険	1名・1請求・保険期間中/1,000万円	なし

## 保険料

保険料はご加入依頼日現在の「事務所合計人数」によって決まります。(保険期間中に人数が変更となった場合にも、保険料の追加・返戻は行いません。)また、下記保険料は年間保険料です。

基本保険料(1名あたり)		名	×	3,900	円	=		円
<b>3,900</b>		事務所合計人数※						<b>保険料</b>

※社会保険労務士とその他職員の合計人数になります(被保険者と同居の親族は人数に含まれません。派遣労働者は含みます。)

## こんなときに 保険金をお支払い します

### 使用者賠償責任保険\*1

困難かつ長時間の業務によるストレスが原因で精神疾患となり労災認定を受けた従業員から、業務実態を看過したとして損害賠償請求され、法律上の損害賠償責任を負った。

### 雇用関連賠償責任保険\*2

繰り返し人前で厳しい指導を受けた従業員から、業務上の叱責の域を超えたパワハラ行為であるとして損害賠償請求され、法律上の損害賠償責任を負った。

\*1 被保険者が個人の場合には「被保険者と同居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」については保険金をお支払いできません。

\*2 被保険者が個人の場合には「被保険者と同居する親族」に対する賠償責任についての、免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行います。

ご加入者  
特典

## 「ストレスチェックサービス」(\*)を展開!

「使用者賠償責任保険制度」にご加入の社労士事務所様は、ご自身の事務所の「ストレスチェックサービス」を無料で利用\*することができます。

\*本制度の付帯サービスとして、東京海上グループの「東京海上日動メディカルサービス株式会社」を通じてご提供します。

\*本サービスの提供は、保険期間中(補償開始日~3/31まで)1契約につき1回までとなります。

\*詳細は東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社までお問合せください。

(\*)「労働者数50人以上の事業場を有しない事業者」で、ストレスチェックの実施者(医師等)が不在の場合は、同じく東京海上日動メディカルサービス(株)提供の『簡易版ストレスチェックサービス』をご利用いただけます。労働者のメンタルヘルス不調の発症予防を主目的としたメンタルヘルス対策にご活用ください。

# 保険の概要（使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険）

## I 被用者（対象となる従業員）の範囲

### 被用者の範囲（使用者賠償責任保険）

事業場において被保険者に使用され賃金を支払われる者で、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどを含みます。また、派遣労働者も含みます。

### 労働者等の範囲（雇用関連賠償責任保険）

使用人（事業場において記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。）および事業場において記名被保険者のために労働に従事する者（使用人を除きます。）、労働者となるための申込を行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）をいいます。（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。）

## II ご加入者の範囲

### （使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険共通）

全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人  
全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人以外の方は、この保険制度に加入することができませんのでご注意ください。

## III 被保険者（補償を受けることができる方）の範囲

### （使用者賠償責任保険）

- ①全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人
- ②1か法人である場合は、その役員。ただし①が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。
- ③記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関（既に退任となった者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職した者を除きます。）

### （雇用関連賠償責任保険）

- ・全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人（記名被保険者）
- ・記名被保険者の業務に関する限りにおいて、以下の者が被保険者に含まれます。
- ①記名被保険者の使用人（既に退職となった者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職した者を除きます。）
- ②記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関（既に退任となった者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職した者を除きます。）

## IV 保険金をお支払いする場合

### （使用者賠償責任保険）

被保険者の従業員（被用者）が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に被った身体の障害について、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（政府労災保険等に加入していることがご加入の前提となります。）

### （雇用関連賠償責任保険）

日本国内において行われた侵害行為（\*1）により発生した雇用関連事故（\*2）に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する労働者等からの損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。損害賠償請求には次の請求を含みます。また次の請求により負担する支払責任を含みます。

#### ①地位確認等の請求 ②賃金等の支払い請求

#### （\*1）侵害行為とは、以下の事由をいいます。

- 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
- 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
- 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。
- 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
  - ・労働者の妊娠または出産
  - ・産前、産後休業等の制度または措置の利用
  - ・育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

（\*2）雇用関連賠償責任保険における雇用関連事故とは、労働者等の精神的苦痛（それらに起因する身体の障害を含みます。）または労働者等の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害、雇用契約上の権利の侵害をいいます。

## V お支払いする保険金

### （使用者賠償責任保険）

#### ●お支払いする保険金

- (1) 法律上の損害賠償金：被用者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- (2) 争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
- (3) 求償権保全等費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- (4) 協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### ●保険金のお支払方法

- (1) 法律上の損害賠償金：正味損害賠償金額（\*3）をお支払いします。ただし、ご加入された使用者賠償責任保険の支払限度額が限度となります。

（\*3）正味損害賠償金額とは、法律上の損害賠償金から次のア、〜ウの金額の合算額を差し引いた金額をいいます。

- ア. 政府労災保険等により給付されるべき金額
  - イ. 次のいずれかの金額
    - a. 法定外補償規定に基づき被保険者が給付すべき金額
    - b. 法定外補償規定がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額
  - ウ. 自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額
- (2)〜(4)の費用：原則としてその金額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額」>「支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額」>「正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

### （雇用関連賠償責任保険）

#### ●お支払いする保険金

- (1) 法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をい、退職手当を含みます。）の支払責任を負担することによる支出を含みます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- (2) 争訟費用：損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- (3) 損害防止軽減費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- (4) 緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- (5) 協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### ●保険金のお支払方法

- (1)〜(5)の合算額に対して保険金をお支払いします。ただし、雇用関連賠償責任保険の支払限度額が限度となります。また、この保険契約で支払った保険金の額が保険期間中の総支払限度額に達した後は、いかなる損害に対しても保険金をお支払いしません。

## VI 保険金をお支払いしない主な場合

### （使用者賠償責任保険）

- ①ご契約者、被保険者、事業場の責任者の故意による身体の障害
- ②戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動による身体の障害
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体の障害
- ⑤石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性による身体の障害
- ⑥風土病による身体の障害
- ⑦被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約は規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金および費用
- ⑧休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- ⑨労災保険法等に基づき給付を行った保険者が費用の徴収することにより、被保険者が負担するに至った金額 等 ※被保険者が個人事業主の場合には「被保険者と同居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」についても保険金をお支払いできません。

### （雇用関連賠償責任保険）

- ①週及日（初年度契約の保険始期日）より前に行われた次の侵害行為（その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行われた時にすべてなされたものとみなします。以下同様とします。）
  - a. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（黙示の契約に対する違反行為を含みます。）
  - b. 不当に雇用しない行為
- ②週及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ③被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）（\*4）
- ④法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った侵害行為（\*4）
- ⑤他人の身体障害（精神的苦痛を除きます。）または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺
- ⑥労働者等（過去に労働者であった者およびその者の法定相続人を含みます。）以外の者からなされた損害賠償請求
- ⑦ご契約者または被保険者の故意（\*4）
- ⑧戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議（ただし、侵害行為については、労働争議に起因する損害も保険金のお支払い対象となります。）
- ⑨被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑩侵害行為のうちハラスメントを行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
- ⑪被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
- ⑫サイバー攻撃 等
- （\*4）この免責事項の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。 ※被保険者と同居する親族に対する賠償責任による損害に対しても保険金をお支払いできません。但しこの免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

**加入資格** 全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人

**保険期間** 2025年3月31日午後4時～2026年3月31日午後4時

このご案内は労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）、雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険（雇用関連賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は使用者賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。この保険制度は全国社会保険労務士会連合会を被保険者として全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、〈事務幹事代理店〉有限会社エス・アール・サービスと〈提携募集代理店〉東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

**お申込にあたっては、巻末のFAX用紙でパンフレット・加入依頼書をご請求ください。**

**社会保険労務士の関与先企業にご加入いただける使用者賠償責任制度をご用意しております。**

詳しくは、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトをご確認ください。

WEBサイトアドレス <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

<b>提携募集代理店</b> (申込手続きご照会・お問合わせ先)	<b>東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社</b> 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階 TEL: 0120-015-466 [受付時間] 平日9:00～17:00 IP電話からは03-4332-4010をご利用ください。 FAX: 03-4332-4014 ( <a href="https://www.web-tac.co.jp">https://www.web-tac.co.jp</a> )
<b>引受保険会社</b>	<b>東京海上日動火災保険株式会社</b> (担当窓口) 広域法人部法人第二課 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL: 03-3515-4153 [受付時間] 平日9:00～17:00
<b>事務幹事代理店</b>	<b>有限会社 エス・アール・サービス</b> 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 ( <a href="https://www.sr-service.jp/">https://www.sr-service.jp/</a> )